

公聴会に関する手続規程

昭和37年 8月 8日制 定
平成 6年12月 5日一部改正
平成24年 1月10日一部改正

(趣旨)

第1条 委員会が漁業法の規程に基づいて公聴会を開催しようとするときは、この規程に定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその議決をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

(日時、案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少なくとも7日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示するものとする。

- (1) オホーツク総合振興局掲示場
- (2) 沿海市町掲示場
- (3) 関係漁業協同組合掲示場

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（公述者という）をしてあらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出せしめることができる。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会に置ける公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を越えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合には代理人をして意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規程により公述者の代理人として発言するものは、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

この規程は、昭和37年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年12月5日から施行する。

(注) 行政手続法の施行による一部改正（公開の聴聞を削除）

この規程は、平成24年1月10日から施行する。

(注) 名称変更による一部改正